

(趣旨)

第1条 この要綱は、ミュゼふくおかカメラ館（以下「カメラ館」という。）における資料の寄贈に関し必要な事項を定める。

(寄贈資料の受入範囲)

第2条 カメラ館において寄贈を受入れることのできる資料は、運営上必要な範囲のものとする。

(資料の寄贈)

第3条 カメラ館は以下に掲げる資料の寄贈を受けることができる。

- (1) 原則として、主に 1970 年以前に生産・販売されたクラシックカメラを対象とする。
なお、同一型式の受入は既存資料を含め 3 台までとする。
- (2) 「日本の歴史的カメラ」に選出されるもの。
- (3) カメラ本体とその付属レンズ。
- (4) その他（レンズ、アクセサリ、映写機、引伸ばし機等）は受入基準に準拠して選択し、館長の決裁により決定する。
- (5) 展示、活用に適する状態のもの。
- (6) その他、館長が必要と認める資料。

第4条 受入の手続き

- (1) 資料の受領については事前に十分協議を行うものとする。
- (2) 資料の受領は事前連絡を前提とする。
- (3) 事前連絡は電話、FAX、メール等で行うものとする。
- (4) 寄贈に際しては、カメラ館ホームページ等に掲載される寄贈申出書（様式1）を提出しなければならない。
- (5) 受入可能な資料は日時を定めて持参あるいは送付するものとする。
- (6) 前項の要件に準拠しないもの、破損など保存状態が著しく悪いものなどについては受領受付を行わないものとする。
- (7) その他調査後に受入不可となった資料の引き取りを寄贈者に求めることができる。

(寄贈資料の取り扱い)

第5条 寄贈された資料は以下に準拠して取り扱われる。

- (1) カメラを中心に番号を付して登録する。
- (2) カメラ本体とその付属レンズはセットで 1 点として登録し、その他の付属レンズは各 1 点ずつ登録番号を付する。
- (3) カメラ以外の資料は前項に照らし合わせ、登録、雑品登録、廃棄、引き取り依頼を選択し、館長の決裁によって決定する。
- (4) アクセサリ類はメーカー毎に管理し、個別の登録番号を付さない。
- (5) 登録後の収蔵、保存、廃棄等の措置は館長の決裁により行う。

附則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。